

京都の福祉

発行 京都府社会福祉協議会

2011

2

No.507



本紙は、共同募金の
配分金によってつくられています

主な記事

- 1面…もえくさ
- 2・3面…「ことば」を使った美術鑑賞
- 4～6面…「生命輝く」福祉施設(苦情解決セミナー)
- 7面…キャラクター紹介「みやびー」(宮津市社協)
- 8面…夢中!・熱中!ふくしびと

ミュージアム・アクセス・ビュー鑑賞ツアーの一場面(本文は2～3面)

もえくさ

▼昨年末から年始にかけて、「タイガーマスク現象」が各地で盛り上がった。「クリスマスの朝、「伊達直人」が「児童養護施設」の子どもたちの「新入学児童にランドセルの贈り物」との群馬県に現れた当初の小さなニュースが、年明けの1月12日(第一報から三週間足らず)には、たちまち全国47都道府県に波及する一大ムーブメントになった。▼この出来事については、多くの識者が様々なコメントを寄せた。「困っている人を誰かが助けたい」と思っている、「人と人との絆が薄れていく中でみんながそれを取り戻したい」と考えている、「(善意の)自分の気持ちが確実に生きる」、これらが匿名での寄付・寄贈という形になって具体化されたとする見方である。この報道で、児童養護施設は多くの国民に知られることとなり、施設への理解が深まる、善意の輪が広がる、といった肯定的な受け止めとともに、「一過性でなく継続的な支援へ」「一時的に届けるよりも送り先の必要とするものを確かめるとも良い」など今後への期待も関係者からは語られた。▼今年1月に初めて発行された「寄付白書2010」によると、日本人の年間寄付総額は5455億円、寄付を行った人は3766万人(15歳以上人口の約34%)、企業の年間寄付総額は4940億円(08年度・法人所得に占める割合は1.4%)で、個人と法人の寄付を合わせると一兆円を超えると推計。これらの数字はこれまでの認識をくつがえし、「個人の寄付が法人寄付より多い」、「既存統計の推計に比して2倍〜4.6倍の規模」であることを示した。そして、「寄付の促進を期待する」人が約60%の回答とも紹介している。▼今回の「タイガーマスク現象」は、こうした日本社会の寄付文化の潜在能力を引き出した事象と言えるかもしれない。前向きで嬉しいニュースであり、理解と善意の輪の広がり・継続性を願う。一方、こうしたイベント的な支援とともに、社会福祉現場が抱えているより根本的な対応策に報道の眼や国民の関心が向かうようになれば心強い。▼と念じていた頃、「児童養護施設の指導員ら増員へ/30年ぶり」のニュースが流れた。2013年度に向けた厚生労働省の方針として、1979年に定められた現行の児童養護施設最低基準について、職員一人当たりの子どもの基準数(小学生以上の場合、子ども6人に職員1人)を改善し職員を増員する、また、部屋の面積基準(子ども一人当たり3.3㎡)を約5㎡以上に引き上げる方向という内容だ。「タイガーマスク現象が国を動かした」とみるのは、少々短絡的なとらえ方かもしれないが、全国を駆けめぐった温かい風が後押しになったと考えたい。▼さて、福祉現場の関係者は、次なる「タイガーマスク現象」をどのように発信していくべきか。目を転ずると、いま「地域主権」の流れの中で、社会福祉施設の設定及び運営の基準は、国の規制を緩和して地方の条例に委任していくこととなっている。条例の内容や水準は、議会の審議が決定していくわけだが、折しも今年は4年に一度の一斉地方選挙。福祉現場を大切に思い、熱い心で応援してくれる「伊達直人」のような議員さんが増えることを願う、というのは安易な発想でしょか。▼今冬は、各地で過去最高を更新する豪雪となり丹後の宮津市世屋地区では296cm!除雪作業中の事故や農林漁業への被害など、現地では大変な状況です。高齢者や障害のある人の日常生活にも大きな不便をきたしていることでしょうか。どこぞ事故やお疲れが出ませんように。

「ことば」を使った美術鑑賞

視覚障害のある方と美術を通じ「会話を楽しむ」

ミュージアム・アクセス・ビュー（以下「ビュー」）は、見えない人・見えにくい人と見える人が一緒に言葉を使い美術作品の「鑑賞ツアー」を中心に活動されています。会話を楽しむことができる人なら誰でも参加できます。難しい作品の解釈や説明にこだわらず、美術作品を介してお互いに会話を楽しむことを目的としています。

※「ビュー」では視覚障害のある人を「見えない人・見えにくい人」、視覚障害のない人を「見える人」と呼びます。文中の表現は統一しています。

はじめ

ビューの発足のきっかけは、2001年に障害のある方の作品を展示するという「エイブル・アート近畿2001ひと・アート・まち京都」で、見えない人・見えにくい人にも作品を見てもらう「鑑賞ツアー」を行ったことです。

とりによる鑑賞の面白さを発見。ぜひ継続してほしいとの声が上がりました。当時集まったボランティアと「このまま活動を続けてみよう」となったことがビューの誕生でした。そのボランティアが現在の「ビュー」の中心的なスタッフです。

文芸評論家の小林秀雄は「芸術とは鑑賞するものではない。共に生き、共に語らう人生の友である」といいます。美術鑑賞の

魅力や楽しさは、作者が感性豊かな感動を表現した作品が、みる人の心に訴えかけるものを、五感を通じて感じることでないでしょうか。また、そのことは障害の有無に関係なく全ての人にあることです。

見る力と見えることは違う

鑑賞ツアーの魅力

鑑賞ツアーは実際どのように行われるのでしょうか。編集部では取材を兼ね、参加者として府立植物園で開催されていた「第42回京都野外彫刻展」に出かけました。当日は雨天にも関わらず40名の参加がありました。

まず、見えない人・見えにくい人とビューのスタッフ、見える人が3人1組のチームになりそれぞれで自由に回ります。どのグループも会話が弾み、例えば女性の彫刻を見ては、「どんな女性?」「若いなあ」「筋肉質ね」「ダンサーかも」「材質は黒い石みたい」「何してるんだろう?」「踊る準備か

な」という様に気軽に作品について話し、笑い声を響かせていました。このやりとりが面白く、話す内に「こういうことなのか」と作品の新しい感じ方に気づかれます。自分の今までにない見方を知り、世界が広がる感覚を受けるのです。ある見える参加者はこの面白さに驚き、自ら「できることをしたい」と中心的なスタッフのひとりになったそうです。

また、実際参加した私たちもこの「3人チーム」の体制についてうまく考えられたなと感じました。「3人寄れば文殊の智慧」というように、作品を言葉で紹介する時伝えきれなかった部分や不得意な部分があったときにはフォローし合えます。こうした会話から美術作品のイメージや感想を言葉で構築していきます。しかし、発足当初は「自由に感じたことを話したら良い」という大まかなルールで始まったものの、作品について気軽に話すことができませんでした。何年も活動を重ねる中で、現在のような感じたまさを話して楽しむ雰囲気になっていったそうです。

そして鑑賞ツアーに参加して一番カルチャーショックを受けたのは「静かに鑑賞しない」ということです。

私のこれまでの経験では美術館では静かに鑑賞することが当たり前でしたし、そのように教えられてきました。また実際おしゃべりしながら鑑賞されている人は見かけませんでした。

静かに作品と対峙し頭の中で感動し、理解し、咀嚼してきました。

しかし、鑑賞ツアーでは作品の様子や感想を言葉にし、伝えなくてはなりません。それはある意味で自己表現の場でした。自分の経験、知識、感受性等を言葉にし、伝えるのです。そこには不思議な空間が生ま



ビューの鑑賞方法 (HPより)

1. 3名(見える人2名+見えない人見えにくい人1名)のグループで行う。
2. 見える人が、作品全体の大まかな構図や描写、最初に受けた印象を伝える。
3. 見えない人見えにくい人は、描写や色などの質問をし、どんなイメージが浮かんだかを伝える。
4. やりとりを通して、互いの「見え方」「感じ方」の違いを確認。作品からのメッセージも探り、鑑賞を深める。
5. 最後に全員で集まり、グループごとにどのような鑑賞が行われたか感想を発表する。

四つの「しない」ルール

(リラックスして鑑賞するためのルール)

1. 静かに鑑賞しない。
(おしゃべりしながら作品鑑賞を楽しみましょう)
 2. 見える人は一方的な説明をしない。
(自分や相手の声、作品の声を「聞く」ことも忘れずに)
 3. 見えない人見えにくい人は、聞き役に専念しない。
(どんどん困らせる質問をしましょう)
 4. すべて分かり合おうとはしない。
(むしろ感じ方の違いを楽しんで、気軽に鑑賞しましょう!)
- ※会話が思いがけないところに飛んだり、発展したり、脱線したりするのはOK。
※新たな発見や忘れていた感情を思い出すことも、アートの楽しみの一つ。などです。

ミュージアム・アクセスビューURL
<http://www.nextftp.com/museum-access-view/>

れていたことを今も覚えています。その日会った3人が芸術を鑑賞し、感想や意見を話し合うのです。話の展開から家族のことや仕事の事を話す場面もあり、濃密な時間を過ごしたように思いました。鑑賞ツアー後の反省会を兼ねた茶話会では私たちのグループは勿論、参加者全員に深い連帯感が生まれていたように感じました。

「ビュー」の代表の阿部こずえさんは「ひとつの作品を通して会話することで、自分にはない見方を知っていく。あるスタッフの言葉ですが「作品を見る力と見えるということがは違います。」例えば、ある絵で人物が描かれていたとしたら、その人は誰で、いつなのか、そこはどこで、一体何をしていのかをそれぞれが感じるまま話します。はっきりとした答えはなく、それで構わない。見えない人も見える人も世界が広がり「見る力」が深まっていく。色んな見方があって良い。アートだからできること。こ



れが活動の魅力ではないでしょうか」と言います。

広がり深まるツアー

〜鑑賞を引き出すことから〜

ある見えない参加者は美術作品を見ることでできず、経験もありませんでした。しかし鑑賞ツアーに参加し、見える参加者と鑑賞を重ねる中で自分の美術の好みを確立し、今では参加者から「どう見えるのか、どう感じるのか」を引き出すことが上手くなったそうです。そして昨年はこの方がナビゲーターとなり、多数の参加者から見え方や感じ方を引き出す新しい形の鑑賞会が開催され、好評を博しました。

新しい鑑賞 〜表現する喜びと創作の楽しさ〜

現在、「ビュー」では鑑賞ツアーだけでなく、創作ワークショップも開催しています。創作ワークショップは、見る、触れる

だけでなく、創ることで鑑賞を深める為の活動です。例えば一昨年開催したアニメを作る企画では、見えない人・見えにくい人に構想を練ってもらい、見える人とやりとりしながら創り、出来上がったアニメを鑑賞するというものでした。作成の工程や出来上がった作品を見えない方がいるわけですが、一緒にやりとりしながら創ることで、今がどんな状態で出来上りはどんなものか感じられる。アニメという今まで触れたことのない創作の機会になり、とても盛り上がった企画になったそうです。

これから

年4回の鑑賞ツアーは、見えない・見えにくい参加者10名、見える参加者20名、「ビュー」のスタッフ数名で開催されています。最近では常連の方も増え、定員の関係で新しい参加者をお断りすることもあるほどです。ただ創作ワークショップは、新規の方にはなかなか参加しづらいようので参加者が増えにくい状況である等、それぞれに課題があります。

また最初は絵画などの「平面」にこだわっていた「鑑賞ツアー」も、今では陶器や彫刻、現代アート、また創作ワークショップでは服飾やアニメーションなどに広がってきました。今後は、色々な表現を活用して鑑賞を行い、また見えない人が鑑賞のナビゲーターをする企画もさらに進めていきたいという思いも伺いました。

設立から今年で10年のビューは、これから「美術鑑賞は見えない人が一番難しい。その人達がアクセスしやすくなれば、どんな方にとっても見やすくなるのではないか」という実践を、鑑賞を通しておしゃべりを楽しみながら重ねていけると思います。

生命輝く福祉施設



講師：京都府社協福祉サービス運営適正化委員会

苦情解決合議体委員 竹下 義樹（弁護士）

「措置から契約へ」と社会福祉制度が大きく変わってきた中で、府民の福祉サービスに対する考え方も大きく変化し、権利としての福祉サービス、事業者と利用者の対等な関係へと認識も次第に変化しつつあります。同時に、福祉サービスの安定供給や質の向上を求める利用者は、近年とみに増えつつあり、「要望」や「苦情」となって現れてきています。こうした背景の中で、社会福祉法に基づく苦情解決体制は徐々に整備されつつありますが、依然として苦情に対するサービス提供事業者の受け止めは、充分とは言いがたい現状にあります。こうした現状を踏まえ、京都府社協福祉サービス運営適正化委員会では、「苦情」に対する基本的な理解と認識を深めるとともに、苦情解決体制の充実を図ることを目的にセミナーを開催しました。（この原稿は平成22年11月18日に開催した、平成22年度福祉サービス苦情解決セミナーでの講演をもとに一部、加筆修正しました。）

はじめに

こんにちは。苦情解決は決して後ろ向きなものではなく、マイナスイメージでもありません。ひとつの声が利用者にとって、

また事業を遂行する側にとっても、何か新しいものを見出す、あるいは作り出すきっかけになるということを共通認識にできるようなお話をしていきたいと思っています。「何故苦情解決制度はあるのか」あるいは「苦

情解決制度によって、何を作りだすことができるのか」ということを今日のテーマに話を組み立てました。

制度の背景と流れ

介護保険は、我が国の社会福祉法の体系の中で、苦情解決制度を作り出すきっかけになりました。介護保険の導入によって、利用者と施設との関係に利用契約という関係が生まれ、その関係性では利用者からの制度に対する声が力関係によって封じ込められてしまうのではないかと。そういうことを無くそうという流れが背景としてあったのだと思います。また社会福祉法の中で苦

福祉サービス 運営適正化委員会とは？

全国の都道府県社会福祉協議会に設置されており、福祉サービスの苦情を受け付け、相談や助言、解決のあっせんなどを行っています。受け付けた相談内容により、委員会に設置された「苦情解決合議体」の弁護士や社会福祉士などの専門家が、それぞれ専門の立場から相談や助言を行い、解決に向けた対応を検討します。

目的は基本的人権の“実現”

苦情解決制度の目的は何なのか。基本的人権の保障をどう実現していくか、つまり基本的人権の内容をどう理解し、良い意識

平成22年度 福祉サービス苦情解決事業セミナー



や認識を育て、自分の生活や事業の中で実践しているかが重要ではないでしょうか。

基本的な人権の形として、「法の下の平等」、「個人の尊厳」、「表現の自由」というのは誰でも知っていることだと思います。しかし例えば個人の尊厳は言葉としては難しくありませんが、具体的な場面において意識することは簡単なことではありません。また考え方の進歩、変化があり、以前は基本

的人権だと意識されなかったことが、今の世の中では強く意識されてきています。例えば、現在タバコに関しては、嫌煙権が基本的人権のひとつだと捉えられる時代であるように変わってきました。社会の中で人権や処遇のあり方は進化していきます。福祉施設のあり方も進化していかなければなりません。基本的人権は、一人ひとりが幸せになるための必要条件であり、自己実現

ができる環境と言っても良いのではないかと思います。そういうことを私達は施設の運営の中で作り出すことができるかということが重要ではないでしょうか。

現在、発展途上国、あるいは先進国でも障害者に対する過去の見方を払拭しようという運動が始まっています。障害者は、身体的や精神的、知的や医学的な見地から障害を位置づけられてきましたが、実は障害者は社会が作り出した概念ではないのでしょうか。例えば視覚障害をもつ私達に、社会生活や日常生活で不便があるのは、目が見えないからだけでしょうか。視覚障害をもつ人を含めて全ての人達に暮らしやすい社会の条件や環境、制度や仕組みが出来るのかどうかを検討しようということになりました。すなわち障害は社会の仕組みや構造、法律の制度との関連から捉えることが必要なのです。

例えば、以前は盲導犬を権利として位置づける人はいませんでした。現在は身体障害者補助犬法に明記され、制度の中で権利として認められています。社会の仕組みの中で障害者が困難な状況におかれていることを考え直す流れがあり、その中で制度作りが進められています。今までの固定観念を大きく変え、認知症のお年寄り、あるいは子どもであっても、それぞれの人間性を中心に置いて考えていこうとしています。そういう考え方に立ち、施設運営、あるいは苦情解決の基本的な姿勢を作る必要があると思います。

苦情解決の最も重要な視点は基本的人権の擁護であり、その実現です。それを前提

に苦情をどのように解決していくか、どう捉えるかということに絞って話を続けたいと思います。

苦情の言える施設づくりを！

「対等」「平等」という言葉は理解していても、どういった視点で利用者と接するかが「対等」で「平等」なのでしょうか。

実際に利用者が職員と話している時に、「対等」だという意識を持つことは難しいのではないのでしょうか。利用者は自分の意見を言う時に勇気が必要であり、自分の不満を述べる時に大きな緊張を持っています。後で冷たい目で見られないか。職員の対応が変わることを心配してしまう。例外があるとしても、基本的には「利用者と職員が対等・平等」という意識をもつ利用者はほとんどいないと我々はまず頭に置くべきでしょう。そして事業所が利用者の声を素直に聞き取るということは難しい。何故なら苦情が持ち込まれると構えてしまうからです。それはやむを得ない事だと思えます。しかしながら利用者は本音を押し込め込みながら話をしていることを意識して欲しいです。

自分の気持ちをなかなか表に出し切れない中で、どうやって苦情を引き出すことができるのでしょうか。私は苦情解決合議体のメンバーに参加していますが、「うちの事業所では苦情がありません」という施設が時々あります。苦情がない施設は決して僕は良い施設だと思いません。理由は2つあり、ひとつは利用者が常に自分の思いを出せない施設になっているのではないかと

うこと。もうひとつは職員が、利用者を制度によって作り上げた枠の中でしか考えていないのではないかとことです。不満のない人間はいるのでしょうか。利用者から要望や苦情が出てこないということは、本来に利用者の主体性が尊重された施設と言えるでしょうか。逆に言えば、苦情がたたくさんあるからといって、決して悲観する必要はないということです。苦情を引き出す努力と苦情の言える施設作りが重要だと思います。

苦情から改善の努力と施設づくり

持ち出された苦情や要求された内容をどう受け止め、解決し、実現していけば良いのでしょうか。利用者からの要求を全て実現はできません。しかしその声に耳を傾けた時に、実現したいと思えるかどうかではないでしょうか。その中には法律の仕組みや現在の制度そのものを変更しなければ実現しない要求や、解決は可能かもしれないが施設の現状では難しい要求もあるでしょう。もちろん解決可能な要求であれば実現するでしょう。しかし現在の制度や法律を変えなければ解決しない要求があった場合はどうしますか。法律や制度の理由で無理だという答えで終わるのであれば、利用者の気持ちを引き出せないと思います。利用者が言いたいことが言えたと、また事業者もできるなら実現したいという気持ちの共有に達することが必要ではないでしょうか。そのことによって利用者は納得します。制度の改善や法律の改革が必要であれば、で

きれば要求を行政や国に向かって出し、改善に結びつくような動きもあって良いのではないのでしょうか。例えば実現はしなくても、利用者にとって大きな喜びを得ることになると思います。

また改善はしたくても現実的には難しい問題は山ほどあります。そういった問題に対して、2つ提案したいと思います。ひとつはその要求がもっともなものである場合には、利用者とまず共有した上で、実現のために役員や職員、利用者や保護者も一体となって施設作りを意識することです。もうひとつは、一歩でも良いから前進させること。その要求の1割程度、もしくは些細な変更がもしもありません。しかしその努力を事業者が行うことによって利用者は自分の声が大事にされたと受け止めると思います。些細なことでも私達が実現するために努力したということが、利用者との関係を大きく前進させるのではないのでしょうか。

苦情解決制度の面白さ

苦情解決制度は物事が良く見えるので面白くて僕は好きになりました。常に理性的かつ客観的に見ることを要求される仕事で、苦情解決合議体の仕事なのです。しかも物事を両者から、多少の距離のあるところで聞くということで真実に近いものが見えてくる。ひとつのトラブルを解決するために、利用者と事業者の両方の言い分を聞き、双方に受け入れる了解をもらい、解決案を提示する仕事です。施設に明るいものを持ち込めたという実感が持てるのです。人の話

を聞くということが弁護士という仕事以上にできるようになり、この仕事を通じて自分自身が成長できました。また「対等」「平等」ということを意識できるようになったこともこの業界で仕事をしたおかげだと思っています。

苦情の解決に携わることは、苦情を通じてサービスを提供できるということを是非経験して欲しい。苦情を言う利用者の中には怒っている人などもあります。しかし、対応する経過の中で、相互作用によって苦情を言ってきた利用者が穏やかな雰囲気になっていきます。また今まで当たり前だと思ってきた事柄が、利用者の苦情の内容を分析することによって、「なるほど」と気づくことができます。最初も申しましたが、そういった気づきによって進歩していくのだと思います。

苦情解決制度の本当の価値

利用者の権利の実現のために皆さん日々努力しておられると思います。しかし苦情は問題解決の言わば仕掛けです。そのことを是非意識してください。苦情は言うなれば、不十分な処遇が放置されているということではないのでしょうか。苦情が申し立てられることによって発見でき、適切な対応によって利用者の満足度を高めることができるのです。そしてその苦情を聞いてもらえたということだけでも、1人の小さな満足が生まれます。ましてや苦情の解決のために努力されれば、本人の気持ちの前進が生まれるはずだと思います。

苦情からの発見

また、苦情は虐待の早期発見にも繋がるという意識を持つてもらいたいです。虐待は気づかないことも多く、利用者のために良かれと思って行ったことが、虐待に当たるということに気づかされる時もあります。例えば、認知症を持つているおばあさんにゴム手袋をはめます。おばあさんはそれが苦痛で堪らない。施設側はおばあさんがオムツの中に手を入れて掻いてしまうと爛れてしまうから出来ないようにしている。利用者のために処遇を考えているつもりでも、自由に動けないよう手袋をしていること自体が虐待ではないかという発想を持たなければなりません。そして苦情を密室化させないこと。施設をオープンにすることによって苦情が社会的に評価され、クレームなのか受け止めるべきなのかの真価が出てくるのだと思います。

苦情解決制度というものが京都府内に置いて根付いてきたのだと感じます。問題は根付いた苦情解決制度を利用者の声として「京都の施設は良かったよ。苦情をこんな風に受け止めてくれたよ」という感想が社会に広がってくれないか、利用者が外に向かって発信してくれる時代が来ないかというのが私の夢です。

以上が苦情解決の本当の価値打ちということとで、私の話を締めくくりたいと思います。ご静聴ありがとうございました。

勇気ある一歩を支える「安心」



ボランティア保険

わずかな保険料で、傷害部分（ボランティア自身のケガ）と、賠償責任部分（活動中他人の身体・財物に損害を与えたとき）が補償されます。

保険料一名につき

Aプラン 300円 Bプラン 500円

ボランティア・福祉活動等行事保険

福祉事業総合補償制度

まごころワイド

問合わせ・申込先

（福）京都府社会福祉協議会

京都市中京区竹屋町通烏丸東入る清水町375

TEL 075-252-6295

取扱代理店

株式会社エスアールエム

専用ダイヤル 075-822-8613

引受保険会社

三井住友海上火災保険株式会社

※この広告は保険の特徴を説明したものです。

詳しくはパンフレットをご覧ください。

3-B-09.4059 2009年10月作成

キャラクター紹介

宮津市社協
マスコット

みやっぴー

特技／困っている人をハートのアンテナで
発見すること

体重／
みかん3個分

性格／正義感が強い
涙もろい
おっちょこちょい

Q. このキャラクター、ロゴマークはいつから使われていますか？

平成22年9月に誕生。平成23年度より本格的に活用していく予定です。

Q. どうやって選ばれましたか？

一般公募されたデザイン94作品と愛称37点から、ボランティアさんや社協関係者の投票により選考されました。

Q. エピソードを教えてください

デザインは、宮津の「M」の擬人化をモチーフに、「ささえあい」や「やさしさ」をイメージしたハートのアンテナをあしらひ、明るい未来に一歩を踏み出す姿・自らボランティア活動に参加する躍動感が表現されています。愛称は、宮津（みやづ）を幸せ（ハッピー）にするボランティアのみなさんをイメージして考案されました。

しせつの損害補償

プラン1。施設の業務中事故賠償補償②

●ホームページでも内容を紹介しています。
<http://www.fukushihoken.co.jp>



個人情報漏えい対応補償

この補償制度では、施設利用者の個人情報を漏えいし、施設（法人）が法律上の賠償責任を負った場合（おそれのある場合も含みます）の損害賠償金等を補償します。またこの補償は、社会福祉施設を運営する社会福祉法人のみを対象としています。

◆補償金額

	Aタイプ
第三者への損害賠償に関する補償*	3,000万円
○損害賠償金 ○訴訟費用	
ブランド価値のき損を防止・縮減するための補償*	期間中 100万円
○クレーム対応費用 ○見舞品購入費用等	
免責金額（自己負担額）	0円

◆年額保険料（掛金） 保険期間1年

法人で運営している施設定員数	Aタイプ
～50名	27,000円
51名～100名	34,000円
101名～150名	41,000円
151名～200名	48,000円
以降1名～50名増ごとに	4,000円

補償内容

- 第三者への損害賠償
- 弁護士費用等の訴訟費用
- ブランド価値のき損を防止・縮減するための費用

※介護老人保健施設、有料老人ホームおよび病院は補償対象となりませんので定員数には入りません。

※訪問介護など利用者の自宅で行う居宅サービスなどの利用人数や施設の職員数は合算する必要はありません。

●このご案内は概要を説明したものです。詳しい内容のお問合せは下記にお願いします

団体
契約者

社会福祉法人

全国社会福祉協議会

取扱
代理店

株式会社 福祉保険サービス

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3丁目3番2号 新霞が関ビル17F
TEL:03(3581)4667 FAX:03(3581)4763

●この保険は全国社会福祉協議会が保険会社として一括して契約を行う団体契約（個人情報取扱事業者賠償責任保険）です。（引受幹事保険会社）株式会社損害保険ジャパン

* 第三者への損害賠償に関する補償およびブランド価値のき損を防止・縮減するための補償は、縮小てん補割合90%でお支払いします。＜SJ09-08939,2010/02/19＞

夢中!・熱中!ふくじゅ

～だから続けたい この仕事～



福祉の現場で働く人たちの熱い想い・メッセージを伝えるコーナーです。京都府内で“熱い福祉”を“夢中”で実践している方々にスポットをあてて、元氣や楽しさ、やりがいを“生”の声でお届けします。

笑顔を明日への活力にして

京丹後市やさか老人保健施設 ふくじゅ

田中 ちづる さん

中学校の福祉体験で、盲目の方と初めて出会い、その時から、福祉に興味を持ち始め、地域の手話サークルなどの活動に参加したのがきっかけで、福祉の道に進みました。小さい時から、人見知りが激しく、今でも引っ込み思案なところがありますが、相手がお年寄りの方であると、なぜか自分から話せ、ありのままの自分を出せるこの仕事が私は大好きです。

「ふくじゅ」に就職して4年目の時、ある利用者様が、夜勤の寒い夜に、「寒いだろう…」といて自分

老健はずっと生活できる場所ではありません。だからこそ、限られた一緒に過ごせる時間をどう過ごしていただけか大切で、「ふくじゅ」で目標を持つて生活できたことが、次の生活場所での活力となつてもらえるんじゃないかと考えています。利用者様に目標を持ってもらい、その目標をケアプランという形で表現し、みんなで共有して実現できるように支援していくことが、施設のケアマネとして自分のやるべき仕事だと思っています。利用者様の「〇〇したいな」というつづばやきを大切に、代弁して「ふくじゅ」での生活が心に残るように、今後も頑張りたいと思っています。

利用者様の笑顔は、私の明日への活力です!!

こうして出会えたのも偶然か、巡り合わせなのか、利用者様と会話の中でそんなやり取りをしたこともあります。いつもその時に思うことですが、

プロフィール

施設名：京丹後市やさか老人保健施設ふくじゅ
氏名：田中 ちづる
職種：施設介護支援専門員
経験年数：福祉職通算年数は15年（「ふくじゅ」では11年）

・大阪の介護福祉士養成の専門学校卒業後、大阪市内の老人保健施設で施設立ち上げから3年間勤務をしたのち、母親の介護のため帰省。同時に現施設の開設からのスタッフとして、現在まで11年間勤務しています。

好きな言葉：『出逢い』

・いろいろな人との出会いがあったからこそ、今の私がある、多くの方に支えられて、今こうして生活できていると思っています。今まで出会った方みんなが、私の宝物です。



京都の福祉 毎月1日発行

発行所 京都府社会福祉協議会
発行人 宮本 隆司

〒604-0874 京都市中京区竹屋町通烏丸東入る清水町375
TEL 075-252-6291 FAX 075-252-6310
URL <http://www.kyoshakyo.or.jp>

「京都の福祉」へのご意見、ご感想、とりあげてほしいテーマなどをお寄せ下さい。表紙の写真も募集中です。（テーマ「笑顔」）

本会へのご意見等は、左記URLの「お問合せフォーム」を通じてお寄せください。

